

マイナポ申請を希望する薬剤師への注意喚起

▼現在の申請方法とマイナポ申請で発行される HPKI 電子証明書の違い

- 現在の申請方法では、薬剤師資格証（HPKI カード）とセカンド HPKI 電子証明書の2つが発行されます。
- マイナポ申請では、セカンド HPKI 電子証明書のみが発行となります。

申請方法と発行されるHPKI電子証明書の違い

	薬剤師資格証(HPKIカード) →リモート署名サービス不要	セカンドHPKI電子証明書 →リモート署名サービス必須
現在の申請方法 (これからも継続します)	 <p>薬局内システムで完結可能</p>	 <p>薬局と(一財)医療情報システム開発センターの契約が必要</p>
11月に開始予定のマイナポ申請		 <p>薬局と(一財)医療情報システム開発センターの契約が必要</p>

マイナポ申請した薬剤師が電子処方箋を処理する場合、その薬局は(一財)医療情報システム開発センターとのリモート署名サービスの利用契約が必須となります。

▼マイナポ申請の留意点

- 従来の申請に比べ、発行費用が 6,600 円（税込）安くなります。
- マイナポ申請は、セカンド HPKI 電子証明書のみが発行となります。
- 薬局のレセコンがセカンド HPKI 電子証明書に対応している必要があります。
- 薬局がメディスと契約し、リモート署名サービスを利用できる環境にあることが必要となります。
- セカンド HPKI 電子証明書は、マイナンバーカードやスマートフォンに紐づけて利用できます。スマートフォンとの紐づけは当面の間1度だけとなり、機種変等による再登録は当該システムが完成予定の来年度まで行えません。
- 転職等により、セカンド HPKI 電子証明書が利用できない薬局に勤務する場合には、薬剤師資格証（HPKI カード）の追加発行^{※1}が必要となります。追加発行費用は、マイナポ申請時の費用と同額であるため、合計額は、現在の申請による同時発行よりも高額になります。

※1 システム開発に時間を要するため、追加発行の開始時期は未定です。